

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和8（2026）年度第1回みよし市環境審議会		
開催日時	令和8（2026）年6月22日（月） 午前10時00分から午前11時25分まで		
開催場所	市役所庁舎3階 研修室1、2		
出席者	みよし市環境審議会 （会長）柴本信之 （副会長）功刀由紀子 （委員）岡本信一郎、加藤敏行、竹村勉、加藤哲司、神野智之、 青田ルリ子、鈴木陽介、野々山清 みよし市 （市長）小山祐 （事務局）原田市民経済部長、石川市民経済部次長、 鈴木生活環境課長、内田副主幹、成田主任主査、 ゼロカーボン推進室間瀬主査 （受託会社）株式会社東和テクノロジー 後藤久美子、木原美穂 （傍聴者）なし		
次回開催予定日	令和8（2026）年10月頃（詳細は未定）		
問合せ先	市民経済部生活環境課 担当者名 内田、成田 電話番号 0561-32-8018（直通） FAX番号 0561-76-5702 メールアドレス kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	【鈴木生活環境課長】 定刻となりましたので、始めさせていただきます。 本日の進行をさせていただきます、生活環境課の鈴木と申します。よろしくお願ひします。 本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。 只今より、令和8年度第1回みよし市環境審議会を開催いたします。 始めに、委嘱状の交付をさせていただきます。会議時間なるべく短縮させていただくため、代表者の方への交付とさせていただきます、その他の委員の皆様へは、あらかじめ、皆様のお手元に委嘱状を配布させていただきます。何卒、ご了承ください。 それでは、委員を代表して、柴本信之（しばもとのぶゆき）様、お願ひいたします。 【委嘱状交付（代表）】 【鈴木生活環境課長】 続きまして、市長よりあいさつを申し上げます。 【小山市長】 皆さん、おはようございます。		

令和8年度第1回のみよし市環境審議会にあたりまして、委員の皆様方にはご多忙の中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、今回が任期の改正の年でありますので、今は代表のみということで、委嘱状の交付をさせていただきました。引き続き2年間大変お世話になります。よろしくお願いします。

さて、この本環境審議会におきましては、昨年にも諮問し、昨年から継続審議いただいている案件が大きく3つございます。「一般廃棄物処理基本計画」の策定、それから「第2次みよし市環境基本計画」及び「みよし市生物多様性戦略」のこちらが見直しの中間年となっておりますので、今、中間見直しということで、皆様にご審議をいただいているところであります。

いずれの計画にいたしましても、本市が様々な取り組みを行っていく中で基本となる大変重要な計画でございます。これからまた、今年度についても数回検討いただく中で、計画の内容の審査であるとか、あるいは市民の皆さんのパブリックコメントを受けた内容等々の中で策定をいただくことになるかというふうに思っております。そうした中で、各委員の皆様方におかれましては、それぞれのご専門の立場の中からそれぞれの計画、あるいは見直しの中に対しまして、率直なご意見いただきながら、計画により良いもの、そして実態に即したものになるように、皆様のご協力をご期待申し上げたいと思っております。

最後になりますが、各委員の皆様方からお力添えをいただきながら、本日議会の中で充実した方策をいただけることをお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木生活環境課長】

ここで市長につきましては、この後他の公務が入っておりますので、大変恐縮ではございますが退席の方させていただきます。

それでは、次第に沿って議論を進めさせていただきたいと存じます。今年度は審議会委員の改選の年にあたります。委員の皆様方のご紹介につきましては、お手元のタブレットの方に資料 No. 1 として「令和8年度みよし市環境審議会委員名簿」が本日のタブレットに資料で配らせて頂いておりますので、ご紹介にかえさせていただきたいと存じます。

なお、これより、審議会の会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。

資料 No. 1 にも添付させていただきました、みよし市環境基本条例第28条に基づき、審議会の会長、副会長は委員の互選により定めると規定させていただいておりますが、いかが取り計らいでしょうか。

ご意見のある方は、ご発言の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【野々山委員】

当審議会の継続性の観点からも会長には引き続き、経験豊富な柴本委員に、副会長には同じく功刀委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【鈴木生活環境課長】

ご意見どうもありがとうございます。ただいま野々山委員より、継続性もあり、会長につきましては引き続き柴本委員、副会長につきましては功刀委員と推薦ご意見がございましたがございました。皆様ご異議が無ければ大変恐縮ではありますが、挙手の方をいただきたいと思いますの

でよろしく申し上げます。ご異議がない方につきましては挙手の方をお願いします。

【委員全員挙手】

【鈴木生活環境課長】

賛成多数ということで異議なしということになります。よって、引き続き会長につきましては柴本委員、ならびに副会長につきましては功刀委員にお願いしたいと存じます。

大変恐れ入りますが、柴本委員、功刀委員につきましては会長席ならびに副会長席の方にご移動の方をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

【会長、副会長 席移動】

【鈴木生活環境課長】

柴本委員、功刀委員よろしく申し上げます。

審議に入る前に、私から会議の成立の報告をさせていただきます。本日、青田様につきましては、ご出席いただけるということで、事前に連絡はいただいていたのですが、現在のところ到着されておりませんので、委員の方10名中、現在出席者の方が9名出席いただいていることをご報告させていただくとともに、本会議は成立していることを報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事に入る前に柴本会長からご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

【柴本会長】

おはようございます。ただいま、みよし市環境審議会会長に任命いたしました柴本でございます。日頃は、みよし市環境美化推進協議会会長をやらせていただけてます。仕事は、アジア大会のメイン会場になるパロマみずほスタジアムがある名古屋市のみずほ公園で、公園管理をさせていただいたり、名古屋グランパスエイトのグラウンドマネージャーとしてグラウンドの管理アドバイザー的なこともさせていただけてます。

この度、みよし市環境審議会の会長ということで、大変重要な職務でございます。微力ながら努めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

また、皆様のご協力の方、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【鈴木生活環境課長】

柴本会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事の取り回しにつきましては、みよし市環境基本条例第28条第2項の規定により、柴本会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしく申し上げます。

【柴本会長】

はい、それでは議事に入りますけれども、皆さん円滑な会議の運営にご協力頂きますようお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事(1)「現時点での進捗状況及び今後のスケジュールについて」事務局よりご説明をお願いいたします。

【生活環境課 内田】

生活環境課の内田と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

はじめに、今回も計画策定に関する業務を受託している株式会社東和テクノロジーの方が同席しますので、紹介させていただきます。東和テクノロジーの後藤さんと木原さんです。今後の審議会につきましても、それぞれの計画に関する案件の部分については、同席をしますのでご承知おきください。議事に入る前にお手元のタブレットの資料の確認をさせていただきますと思います。タブレットの画面の上にタブが4つあると思うのですが、1つ目は次第のある資料になります。隣のタブについては資料 No. 3 ということで「一般廃棄物処理基本計画」の素案本編となります。続きまして、隣りに資料 No. 4 「第2次みよし市環境基本計画」のこちらも素案本編です。その隣のシートで資料 No. 5 ということで「みよし市生物多様性戦略」の素案本編を載せてあります。説明の方は一番最初の次第の入っている資料から、下の方に続けて説明をさせていただきますが、必要に応じてそちらの資料 No. 3、No. 4、No. 5 の素案の本編も見えて頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事（1）「現時点での進捗状況及び今後のスケジュール」について説明いたします。タブレットの方は、ページ数が10ページの方になります。右上に資料の No. 2 という所がありますので、ご覧ください。

本業務と本審議会の審議内容について記載しております。

令和7年度と令和8年度の2か年で、第2次みよし市環境基本計画とみよし市生物多様性戦略の中間見直し、みよし市一般廃棄物処理基本計画の策定をしているところでございます。

昨年度までは、環境基本計画に係る市民アンケートの実施や環境基本計画に係る取組指標の進捗状況調査などを行い、次期計画への方針について審議をいたしました。

今後のスケジュールとしましては、本日の令和8年度第1回審議会では、各計画の素案の内容について審議します。第2回審議会では、環境基本計画に係る取組指標の進捗状況調査の結果を報告させていただきます。第3回の環境審議会では、パブリックコメントの結果を報告させていただきます、その結果を踏まえて、各計画の完成に向けて審議します。議事（1）の説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

【柴本会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたら順次ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

続きまして、議事（2）「一般廃棄物処理基本計画 策定（素案）について」事務局より説明をお願いいたします。

【生活環境課 内田】

引き続き、内田が説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議事（2）「一般廃棄物処理基本計画策定（素案）について」説明いたします。タブレットの下の方のページにいて頂いて、資料No. 3の方をご覧ください。

本計画の構成は「第1章 総論」、「第2章 みよし市の概況」、「第3章 ごみ処理基本計画」、「第4章 生活排水処理基本計画」、「第5章 本計画の進行管理」からなっています。

本編を順に説明する時間がございませんので、本日は今回策定する一

般廃棄物処理基本計画の特徴となる部分を本編から抜粋して説明いたします。

はじめに「１．みよし市一般廃棄物処理基本計画の目的」についてですが、令和３年度に策定した「みよし市ごみ処理基本計画（今後、「現行計画」といいます。）」そちらが、平成２４年度から令和８年度までの計画期間１５年の計画であることから、令和８年度に計画期間が満了いたします。そこで令和９年度からの新たな「一般廃棄物処理基本計画」を策定いたします。

本計画の計画期間は令和９年度を初年度、１０年後の令和１８年度を目標年度として策定いたします。

資料のタブレットの方は１５ページのページになるんですけど画面の方１ページですね、をご覧ください。本計画の策定にあたり、第１章に示す総論からの抜粋です。

前提条件となる関係法令及び関連計画を図１－２に示しています。ここに示しています法令、計画を踏まえて本計画を策定いたします。

特に、現行計画策定からの重要項目として、第六次環境基本計画、第五次循環型社会形成推進基本計画、食品ロス削減推進法及びプラスチック資源循環促進法の施行は重要となっております。

次のページの２ページの表１－１に国や愛知県の上位計画などの廃棄物関連の目標を整理しています。

後述します本計画の目標値は第五次循環型社会形成推進基本計画の「１人１日あたりのごみ焼却量」を踏まえています。

次に、「第２章 みよし市の概況」からです。

社会的環境から人口及び世帯数を説明いたします。

３ページをご覧ください。本市の人口及び世帯数の推移を図２－４に示しています。本市の人口は近年横ばいで推移しているのに対し、世帯数は微増しています。また、図２－６に高齢化率の推移を示します。本市の高齢化率は１９．３％で高齢社会となっておりますが、全国平均の高齢化率は令和６年１０月１日現在２９．３％でとなっており、それと比較しますと、１０ポイントも低くなっています。

しかし、高齢化率は徐々に上昇しており、近い将来超高齢社会に突入するのは明らかなです。超高齢社会の到来はごみ処理行政の大きな課題となっております。

次に「ごみ処理の現状」についてです。

本市のごみ排出量の推移を図２－８に示します。家庭系ごみの排出量は減少しています。図２－９に示すように全国平均や人口規模（５万～１０万人）都市の１人１日当たりの平均排出量と比較しても低い状況にあります。一方、事業系ごみは減少傾向にはありません。

図２－１０にリサイクル率を示しています。リサイクル率は１５％程度で推移しています。

続いて「ごみ処理の評価について」です。

５ページをご覧ください。現行計画の目標値の達成状況を説明します。

現行計画の指標は、「指標①１人１日当たりの家庭系のごみ排出量」、「指標②リサイクル率」の２項目です。

達成状況は表２－１６と図２－１９及び図２－２０に示すとおりです。

５ページの図２－１９に示す「１人１日当たりの家庭系ごみの排出

量」は目標値を達成していますが、6 ページの図 2-20 の「リサイクル率」は大きく目標値を下回っています。

国の目標値の達成状況は表 2-17 に示すとおりです。

令和 12 年度の目標値に対し本市の令和 6 年度の実績を比較した結果です。1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は国、愛知県の目標値も達成しています。

6 ページから 7 ページに現状把握からごみ処理の課題を整理しています。

「(1) ごみの排出抑制、減量化・資源化」として 5 つあげました。

まず一つ目、市民意向調査では、市民のごみの減量や資源化への関心は高いにも関わらず、「みよし市第 2 次環境基本計画」において推進している「4R」については、認知度が低い状況です。言葉の意味や取り組み内容を広く周知する必要があります。

二つ目、家庭系ごみは年間排出量、1 人 1 日あたりの排出量（原単位と言いますが）ともに順調に減少し、すでに現計画の目標値を達成しています。一方、事業系ごみは令和 3 年度以降増加を続け、減少が見られていません。事業系ごみの削減を図る必要があります。

三つ目、国の第四次循環型社会形成推進計画で「家庭系食品ロス量を 2030 年度には 2000 年度の半減」が目標と掲げられています。現計画では食品ロスの削減目標の設定には至っていなかったため、本計画では目標値を設定する必要があります。

四つ目、本市のリサイクル率は令和 3 年度に大きく減少し、その後は 15%にとどまっています。リサイクル率が伸びない要因は、「不要なレジ袋はもらわない」、「詰め替え製品を買う」、「過剰包装は断る」など、廃棄される資源物の発生抑制の行動が浸透しています。

「ごみの排出量自体も減少しております。」「市の関与しない民間の資源ステーションなど、資源回収の方法が多様化している。」などがあり、ただ目標値の達成を目指すのは厳しいと思われます。これからの本市のリサイクル率の目標値を検討する必要があります。

五つ目、家庭系ごみの組成調査の結果から、可燃ごみ中には資源化可能な品目が一定量含まれています。これらの資源化可能品目や食品ロスなど、排出抑制、減量化・資源化可能なものをなるべくごみにしない意識や行動の浸透が課題です。

(2) 分別、収集・運搬として 2 つあげました。

一つ目、本市の分別収集について、市民意向調査ではどの品目についてもその収集頻度、排出方法に対して、「不満」の意向は少ない状況ですが、多様化するごみ種類、ライフスタイルなどを考慮し、定期的に分別、収集・運搬の効率化や市民サービスなど検証する必要があります。

二つ目、プラスチック資源利用促進法に基づき、本市ではプラスチック製品をすでにプラスチック製容器包装と一括分別収集を実施していますが、今後も引き続き本市の資源化分別収集の対象品を検討していく必要があります。

(3) 中間処理は、本市の焼却処理を担っている東郷美化センターは基幹改良工事によって令和 11 年度まで延命化しています。しかしながら、焼却施設の整備には計画から稼働開始までかなりの時間を要します。尾三衛生組合の新しいごみ焼却施設への整備に続き、愛知県の広域化計画である尾張東部衛生組合との焼却施設の集約化へ、継続的に協議をしていく必要があります。

(4) 最終処分は、本市の廃棄物のうち最終処分される割合は、類似都市と比較すると多くなっています。最終処分は市内外の最終処分場で処分している状況にあります。最終処分場は埋立て容量がひっ迫しても、次期の処分場を整備することは容易ではありません。そのため、既存の最終処分場を少しでも長く、大事に稼働していくことが重要で、今後も最終処分量の削減に努める必要があります。

課題については以上9つをあげています。

続いて「第3章 ごみ処理基本計画」から説明いたします。

市民、事業者、市それぞれの主体が自らの役割と責任を認識するとともに、「協働による環境行動」によりごみの減量、資源化の推進に努め、限りある資源を有効活用することで、循環型社会を目指します。

また、本計画の策定にあたっては上位計画である「第2次みよし市環境基本計画」における将来像「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」を踏まえ、排出されるごみや資源を適正に処理し、衛生的で住みやすい環境づくりを目指します。

「第2次みよし市環境基本計画」で示している「目指すまちの姿」は、「廃棄物減量化がさらに進み小型家電など資源の有効利用が実現している。」「ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。」となります。

第2節の「ごみ排出量及び処理量の見込み」について説明いたします。

ごみ排出量、処理量の将来量を推計するためには、まず、目標年度までの将来人口を設定する必要があります。

本計画では「第3期みよし市人口ビジョン」による人口推計を採用いたします。

将来人口は図3-2に示すとおりで、令和7年度実績61,217人が令和18年度には約2,000人増の63,213人になると見込みます。

ごみ排出量及び処理量の将来量は、本計画で設定した減量目標値を達成した場合の将来量になります。

設定した目標値を説明します。9ページをご覧ください。

本計画では指標①から指標④まで4つの目標を設定します。

「指標①：1人1日当たりのごみ排出量」、「指標②：事業系ごみ排出量」、「指標③：1人1日当たりのごみ焼却量」、「指標④：リサイクル率」です。

目標値は表3-7に示すとおりです。「指標①は実績475gを令和18年度に383gまで削減」、「指標②は実績6,876tを令和18年度に5,549tまで削減」、「指標③は実績726gを令和18年に582gまで削減」、「指標④は実績15%を令和18年度に19%以上」に設定します。

目標達成のために家庭は「食べ残しをしない」、「手を付けていない食品を廃棄しない」、「生ごみを堆肥化する」、「調理くずが出ない料理を工夫する」、「台所ごみの水切りを徹底する」、「使い捨て容器包装を使用削減する」、「分別を徹底する」などを施策で強化することにより、手を付けていない食品、生ごみ、容器包装プラスチックなどの排出量の削減を見込みます。

「事業系ごみ」についてです。

事業系ごみ排出量の削減は大きな課題がありますが、産業分類、事業形態、事業所規模などの業態により廃棄物が大きく異なること、景気動

向や事業化活動の状況が発生量に直接影響することなどから、詳細な実態把握が容易ではなく、家庭系と同様のごみ組成調査を実施することが現段階においては困難です。したがって、家庭系ごみのように施策やごみ種類の項目別に目標値を設定することが難しいため、減量目標値は事業系ごみ全体の削減を目標とします。

本市の事業系ごみ排出量は10ページの表3-9に示すように、人口同規模の自治体平均や全国平均と比較して高い状況にあります。そこで目標年度の令和18年度に令和6年度実績ベースで1人1日当たりの排出量を67g削減した1人1日あたり240gの値の達成を目指します。これは令和6年度の実績の約20%削減となります。

これらの減量の目標を達成した場合に将来推計結果は図3-6、表3-10に示すとおりです。

11ページをご覧ください。

図3-6のそれぞれのグラフの中の赤い線は、本市のごみ排出量が新たな施策等を実施せず現状のままで推移した場合の将来推計値を示しています。減量目標を達成することで、赤いラインからの減量分を可視化しています。

ごみ排出量は令和6年度実績19,290トンが令和18年度には16,255トンに減量します。

家庭系ごみは12,370トンが10,672トンに、事業系ごみは6,876トンが5,549トンに減量します。

また、減量目標を達成した場合のごみ処理量の推計結果を図3-7、表3-11に示します。

15ページの表3-11をご覧ください。

焼却処理量は令和6年度実績16,276トンが令和18年度には年間13,431トン、1人1日あたり582グラムになります。

続きまして、第3節ごみ排出抑制と減量化の方策について説明いたします。

「1.ごみ減量の推進」としては、(1)ごみの発生・排出抑制の推進と(2)ごみ減量に向けた啓発意識に分けて記載しています。

(1)ごみの発生・排出抑制の推進については、各家庭、事務所でごみの発生・排出を抑制することは、ごみの排出量の削減のみではなく、廃棄される資源化可能な物の削減や最終処分量の削減、処理費用の低減にもつながります。

本市では「みよし市第2次環境基本計画」において4Rを推進していますが、4Rのうち、Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)を優先して取り組むこととします。尾三衛生組合エコサイクルプラザにおけるリサイクルや不要品交換などの活用を推進します。また、民間のオンラインリユース市場との連携を、幅広い層に向けてリユースの必要性を広報していきます。

(2)ごみ減量に向けた啓発意識は、市民や事業者がごみに対する理解を深め、自主的なごみ減量の取り組みを促進するため、子供から大人まで、事業者も含めて意識啓発に向けた広報・啓発を行っていきます。

次に「2.資源化の推進について」です。

限りある資源を有効に利用するため、資源化可能な物はしっかり分別し、資源循環型社会の推進を目指します。そのために

(1)資源の分別の徹底、(2)資源化の拡大について施策展開していきます。

続いて第4節ごみの適正な処理及び実施に関しての基本的事項につ

いてです。「1 収集運搬計画」、「2 中間処理計画」、「3 最終処分計画」、「4 資源化量とリサイクル率」、「5 適正処理の推進、不法投棄対策」、「6 医療系廃棄物対策」、「7 災害廃棄物対策」について記載しています。

また、本計画では中間処理計画において、特に新施設整備の概要について紹介しています。「1 収集運搬計画は収集・運搬体制の管理体制」は委託で行っており、今後も継続するものとします。

17ページをご覧ください。

「2 中間処理計画」は、中間処理は分別収集で分別した資源ごみや、粗大ごみ中の金属等をそれぞれ資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収等によりエネルギーの有効利用を図りながら減量や破砕などで容積を小さくする減容処理を実施するものとします。

なお、新施設整備について、新施設の建設にあたっては、これまでと同様に安全・安心で、環境に十分配慮し、これまでは未活用であったごみ焼却から得られるエネルギーの利活用を図り、循環型社会の形成やゼロカーボンシティの達成に資するような機能を有するとともに、地域への貢献や環境学習などを行える場となるよう施設整備の事業を組合及び構成市町とともに推進していきます。

施設整備のスケジュールは17ページをご覧ください。新施設の稼働は令和17年度予定です。

続いて、「3 最終処分計画」について、最終処分の目的は中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ自然に還元させることです。最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が必要です。

その他、「4 資源化量とリサイクル率」、「5 適正処理の推進、不法投棄対策」、「6 医療廃棄物対策」、「7 災害廃棄物対策」について記載しています。

続いて、18ページから「第5節 食品ロス削減推進計画について」説明いたします。

現行計画策定時には法律は施行されていましたが、本市では食品ロス削減推進計画は今回初めて策定します。計画期間、目標年度は一般廃棄物処理基本計画と統一し、計画期間10年、目標年度は令和18年度とします。

「食品ロスの本市の現状について」です。

尾三衛生組合が令和7年度に実施した家庭系可燃ごみの組成調査の結果から、令和7年度の本市の食品ロス量は1人1日あたり81gと推計しています。この量は全国、愛知県平均より大きな値となっています。

19ページをご覧ください。食品ロス削減推進計画の基本理念を「食べ物への感謝の念を深め、まだ食べられる食品を廃棄せず必要とする人々に届く、無駄なく食が循環するまち」とします。

「食品ロスの目標値」について、食品ロス削減の基準となる令和12年度の本市の食品ロス量についての調査結果がないため、国の半減値を本市の令和18年度の目標とします。

「家庭系の食品ロス発生量」を令和18年度に半減の1人1日あたり49gを目指します。これは、令和7年度の実績から32g削減することになります。

市民意識の啓発、施策を拡充することで、食べ残し、手を付けていな

い食品廃棄、調理くずなどを削減していきます。

なお、事業系は産業分類、事業形態、事業所規模など業態により食品廃棄物が大きく異なること、景気動向や事業活動の状況が発生量に直接影響することなどから、詳細な実態把握が容易ではないため、家庭系と同様のごみ組成調査を実施することが現段階においては困難となっております。したがって、食品ロス単体の目標値は今後検討していきます。

「減量目標達成のための基本的施策の推進」として、次のような項目について整理を行っています。「(1) 発生抑制を目的とした施策の展開」、「(2) 循環型社会の推進に向けた施策の展開」、「(3) 推進体制の整備に向けた施策の展開」こちらの項目についてですが、委員の方から事前に質問を受けておりますので、後ほどそちらの方は回答させていただきます。主な取り組み内容につきましては記載の通りとなっております。

21 ページをご覧ください。「5 各主体の取り組み」について、(1) 市民の取り組みについては、「賞味期限と消費期限の違いを理解し、少量や小分け、量り売りの食品を購入したり、冷蔵庫の中身を把握してから必要なものだけ買い物に行くなど、手つかず食品が出ないように工夫しましょう。」、「食品を購入する際は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選びましょう。」など、市民の取組を記載しています。

(2) 事業者の取り組みについてですが、事業者全体での取り組み、製造業、卸売業・小売業などの業種別に取り組み内容を記載しています。主な内容については、記載のとおりとなっております。

(3) の市の取り組みにつきましては、「各世代にあわせた環境教育のための啓発資料を作成・配布します。」、「食品ロスの把握のため、ごみ組成調査の実施を検討します。」など、本市が今後食品ロス削減のために取り組む項目を記載しております。

「6. 計画の効果的な推進について」、「(1) 推進体制」と「(2) 進捗管理」を22 ページに記載しております。

続いて、「第4章 生活排水処理基本計画」について説明いたします。

23 ページをご覧ください。

「第1節 生活排水処理の現状」について、表4-7に生活排水の処理形態別人口の推移を示しています。

大きな変動はありませんが、下水道人口が増加し、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口が減少しています。

また、水洗化率、汚水処理率は令和7年度実績で、水洗化率は99.9%、汚水衛生処理率は93.3%です。

し尿・浄化槽汚泥の発生量は24ページの表4-8に示すように、収集人口は減少していますが、し尿、浄化槽汚泥量は横ばいで推移しています。

「4 生活排水処理の課題」についてですが、「①生活排水処理施設の整備」、「②浄化槽の適正な維持管理」、「③し尿及び浄化槽汚泥処理体制の確保」、「④市民への啓発活動」、「⑤事業者への啓発活動」、「⑥河川浄化施設の設置」、「⑦推進体制の強化」と整理しました。

課題の内容につきましては、「①生活排水処理施設の整備」については、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの集合処理施設の整備は完了しており、既存の住宅密集地域での生活雑排水の処理は可能な状態です。今後のさらなる水質汚濁負荷の削減には、集合処理施

設への接続率を上げるとともに、汲み取り便槽、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換が必要です。

「②浄化槽の適正な維持管理」については、合併処理浄化槽の処理性能は保守点検・清掃・法定検査等の維持管理が適正に行われなければならない場合、その処理性能が十分に発揮されず水質汚濁や悪臭の原因となります。そのため、浄化槽の管理者は浄化槽法に基づいて適正に保守点検・清掃・法定検査等の維持管理を行う必要があります。また、浄化槽法第11条では浄化槽が適正に機能しているかを確認するために年1回の定期検査が義務付けられています。

「③し尿及び浄化槽汚泥処理体制の確保」については、本市では今後し尿及び浄化槽汚泥の収集対象世帯がさらに減少すると想定されます。収集・運搬体制の効率化と将来に向けた安定的な体制の確保が必要です。

「④市民への啓発活動」については、本市市内だけでなく境川全体の水質の改善を図っていくため、市民へのさらなる啓発活動のあり方を考えていく必要があります。

「⑤事業者への啓発活動」については、事業所から排出される排水も境川の水質悪化の要因の一つとなりえます。今後の事業者への啓発・指導のあり方を検討する必要があります。

「⑥河川浄化施設の設置」については、生活排水処理施設の整備及び市民・事業者への啓発活動を行った結果、境川の水質改善に顕著な結果がみられない場合は、境川へ流入する小規模河川、生活排水路の浄化施設を整備し、直接浄化することについても検討します。

「⑦推進体制の強化」については、諸計画を円滑に推進するためにも、愛知県、市の各施設管理担当課、市民・事業所といった関係各所の連携を深め、計画の推進体制強化を図っていく必要があります。

続いて、処理形態別人口、し尿等発生量の将来予測について説明します。25ページをご覧ください。処理形態別人口の将来予測は、表4-9に示すとおりです。

下水道の計画に沿って農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントは、順次下水道に切替える計画となっており、令和18年度には農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、単独処理浄化槽の人口はゼロとなり、公共下水道人口は62,578人と予測しています。合併処理浄化槽人口及び計画収集人口はゼロにならないと予測しています。

26ページをご覧ください。「第3節 生活排水処理基本計画」の「1計画の基本的な考え方」です、本市では、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの整備の推進により生活排水処理の充実に取り組んできました。今後も引き続き公共下水道等の整備を進めるとともに、一般家庭や事業者に対して生活排水への関心を高め、水環境保全の重要性について啓発を強化していきます。

(1)と(2)で適正、効率的な収集・処理体制の確保と自然環境の負荷の低減について記載しております。

「2 生活排水処理の目標」。本計画の中間年度(令和13年度)までに、表4-12に示すように、汚水衛生処理率ともに99.9%の達成を目指します。

人口普及率が約99%と、ほぼ整備が完了している公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業への市民の接続を積極的に啓発するとともに、単独処理浄化槽ゼロを推進します。

「3 目標達成に向けた施策」。

「(1) 基本施策1：公共下水道の普及」「・下水道未整備区域の解消を図ると同時に、計画的かつ効率的に整備を進める」「・公共下水道への接続を促進する」。

「(2) 基本施策2：農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への切替」「・これらの施設が整備された区域にあっては、施設への接続を促進する」。

「(3) 基本施策3：合併処理浄化槽の普及」「・生活排水処理施設区域外の生活排水処理については、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する」「・合併処理浄化槽を設置している一般家庭等に対し、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知する」。

「(4) 基本施策4：汚濁負荷の低減」「・河川などの公共用水域の水質浄化に対する啓発を進める」。

「(5) 基本施策5：効率的な収集・運搬体制の構築」「・し尿及び浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬体制を構築する」。

「(6) 基本施策6：意識啓発・環境学習の実施」「・公共用水域の水質保全の重要性を市民及び事業者にも周知するため、積極的な啓発活動を実施します」「・浄化槽管理者に浄化槽の定期的な保守点検や清掃による適正管理及び法定検査の受検の重要性を啓発する」。

「(7) 基本施策7：災害発生時の処理・処分」「・みよし市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行う」「・近隣自治体や資機材の事業者との協定の締結を進める」です。

最後に「第5章 本計画の進行管理」を説明します。本計画に含むごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画それぞれを円滑・着実に推進するとともに、より充実した取り組みを目指すために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルに基づく計画の適正な進行管理を行うこととしています。

議題（2）についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【柴本会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員皆様から事前にご質問、ご意見を頂戴しております。事務局より回答をお願いいたします。

【生活環境課 内田】

加藤委員からご質問をいただきました。「資源化量とリサイクル率について、リサイクル率19.1%の根拠は何でしょうか。環境基本計画の36ページの令和7年度の目標値が27.4%となっている。」ということのご質問についてですが、まず、リサイクル率19.1%の目標値の設定につきましては、尾三衛生組合が実施しているごみ組成調査の結果から可燃ごみの中に資源としてリサイクル可能な物が何%入っているのかを割り出し、市民アンケートを行った調査結果から市民の協力率等を掛け合わせて算出しております。その結果可燃ごみが減少し、資源ごみが増加し、それからリサイクル率を算出した結果が19.1%となっています。今回、一般廃棄物処理基本計画は新たに策定しますので、19.1%の目標値と設定させていただきました。

環境基本計画36ページにあります令和7年度のリサイクル率27.4%につきましては令和3年3月に環境基本計画を策定した当初に設

定した目標値となります。ですので修正等をせずにそのままの値を掲載している形になっております。以上です。

【柴本会長】

はい、ありがとうございました。
加藤敏行委員、いかがでしょうか。

【加藤敏行委員】

今の説明では、整合性がとれていないけれど、その時の数値の根拠はわかりました。

【柴本会長】

よろしいでしょうか。

【加藤敏行委員】

はい。

【柴本会長】

その他ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【生活環境課 内田】

もう1件、野々山委員からご質問を事前にいただいております。

「素案の資料の21ページの(2)の①②と(3)の①②③の内容について、取り組み事項と思われるが施策になるのか。」というご質問をいただきまして、こちらにつきましては、やはり「施策」という言葉が適当ではないということで、次のように修正したいと考えております。修正の箇所につきましては(1)の上にある「4 基本的施策の推進」と(1)、(2)、(3)のタイトルを次のように修正したいと思います。

まず「4 基本的施策の推進」というところを「4 食品ロス削減推進のための項目」とさせていただきまして、「(1)発生抑制を目的とした施策の展開」を項目1として「発生抑制」、「(2)循環型社会の推進に向けた施策の展開」を項目2としまして「食品ロスの有効活用」、「(3)推進体制の整備に向けた施策の展開」を項目3としまして「食品ロス削減推進体制」に修正したいと考えております。それともう1点修正したいところがございます。(3)「①にみよし市環境審議会の活用」となっているのですが、こちらの意図としましては食品ロス削減推進計画の進捗状況を環境審議会において報告・審議するほか、市民、事業者、各種団体、行政がそれぞれの立場で意見交換を行い、食品ロス削減に関する新たな施策や見直し等を検討するという意味で記載させていただきました。しかし、環境審議会の所掌事務について、みよし市環境基本条例第26条に「審議会は市長の諮問に応じて、環境の保全、環境美化及び環境衛生に関し必要な調査及び審議を行う。」と定めていますので、今回の(3)①のみよし市環境審議会の活用については、削除させていただこうかと考えております。今の修正内容は、タイトルのところと、(3)の①の削除について委員の皆様の了承をこの場で得ることが頂ければ修正したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

【柴本会長】

はい、ありがとうございました。
野々山委員、今の回答でいかがでしょうか。

【野々山委員】

いいと思いますけれども、質問させていただいたのは、やはり章立てといえますか、この内容的に基本的施策の推進について大きな背景が施策の展開となってきますと項目の話なので、それは訂正いただけるということと、(3)の①の「みよし市環境審議会の活用」というところがや

はり引かなかったところなので、審議会自体の所掌や所謂大きなことになってくると思いますので、ここに入るのはいかがなものかと思い質問させていただきましたので、回答いただきありがとうございます。

【柴本会長】

はい、ありがとうございます。今の回答についてご意見ございますか。よろしいですかね。今の回答についてはご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

【野々山委員】

はい。

【柴本会長】

では続きまして次の議案にいきたいと思います。

続きまして、議事（３）「第２次みよし市環境基本計画 中間見直し（素案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

【生活環境課 成田】

生活環境課の成田です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議事（３）「第２次みよし市環境基本計画 中間見直し（素案）について」ご説明いたします。

主な変更点につきましては、本編資料の４３ページから４５ページ、資料 No. ４の「第２次みよし市環境基本計画 中間見直し（素案）」の主な変更点について」記載してございます。こちらに書いてある内容を踏まえまして、今回、別添であります「資料４_第２次みよし市環境基本計画 中間見直し（素案）」こちらの資料を基に説明させていただきます。お手元のタブレットの資料 No. ４です。全部で１０８ページございます資料の方をご確認下さい。

今回は中間見直しということで、現行計画に記載されている内容に關しまして、最新データに更新している状態となっております。

順番に説明させていただきます。まず、第１章につきまして、国では「第５次環境基本計画」から「第六次環境基本計画」、愛知県におかれましては「第４次愛知県環境基本計画」から「第５次愛知県環境基本計画」へと、現行計画が策定された当時の国や愛知県の環境基本計画がそれぞれ更新されております。今回、その内容に沿って本計画も更新しております。

こちら資料の２ページ、タブレットですと６ページというかたちになってきますが、こちらの赤枠で囲まれたところです。こちらに令和元年以降の「国際動向」と「国内動向」を追記させていただいております。第１章としましては大きな変更点はこちらになります。

第２章・第３章につきましても、第１章と同じく、コラムの内容など出典先が更新されているものにつきまして、その内容を最新データに更新しております。

また、みよし市としまして現行計画から大きく分けて５つの各項目につきまして、最新データがあるものを更新しております。

１つ目といたしましては、各項目の「現状と課題」でございます。参考といたしましてこちらの資料の１２ページをご確認ください、タブレットですと１６ページに該当します。現在のデータを更新し把握したうえで、内容について更新しています。こちらの赤枠の現状の部分になります。

次のページを御覧ください１３ページになります。２つ目につきまし

ては、各項目の「市民・事業者意識」の「市民アンケート」となっております。こちらにつきましては昨年度、令和7年10月末に実施いたしました「みよし市環境及び家庭系ごみ等に関する市民アンケート調査」実施させていただきましたが、その結果を踏まえまして、図やグラフ「解説」、年齢別、職業別等の「属性別の傾向」、「施策への視点」等の内容を変更しています。次のページも同じようなかたちになっています。

続きまして資料の20ページをご確認下さい。3つ目につきましては、各項目の「前計画の目標の達成状況」の変更でございます。今までの現行計画では、目標値は令和2年度、現状値を令和元年度としておりましたが、今回は中間見直しとしまして、目標値は令和7年度、現状値を最新のデータである令和6年度といたしました。そしてそれに伴う数値・評価のデータを更新しています。

4つ目につきましては、各施策分野の「数値目標」の変更です。少し飛びますがこちら資料の51ページ、タブレットのページですと55ページをご確認ください。こちらですが現行の計画では平成29年度や令和元年度を現状値、令和7年度を中間目標としておりましたが、今回は中間見直しであり計画の後期にあたるため、中間目標値として表記されていた令和7年度データは削除いたしました、そして現状値を令和6年度の最新データ、最終目標値である令和12年度を目標値として更新しています。

最後の5つ目ですが、各項目の「取組指標」になります。こちらの53ページ、少し戻ってしまって恐縮ですが、こちらをお願いいたします。こちら、先ほどの4つ目と同様に中間目標値として表記されていた令和7年度データは削除しまして、現状値を令和6年度の最新データ、最終目標値である令和12年度を目標値として更新をしております。

最後、第4章については、現行計画を踏襲しておりますので、変更はございません。

以上で「第2次みよし市環境基本計画 中間見直し（素案）」の概要説明とさせていただきます。説明は以上です。

【柴本会長】

はい、ありがとうございました。只今の説明について委員の皆様から事前にご質問、ご意見をいただいておりますので事務局より回答をお願いいたします。

【生活環境課 成田】

引き続きよろしく申し上げます。加藤敏行委員から御質問を受けております。1つ目としまして、資料の42ページでございます。こちらに令和7年度の目標値を記載しておりますが、この目標値につきまして昨今、道路交通法の改正等ございましたがそれらがこちらの目標値に影響しないのかというような趣旨の御質問を受けております。例えば、自転車や歩行者の専用道路の整備率等が該当するかと思われませんが、この令和7年度の目標値につきましては、前回策定しました「第2次環境基本計画」策定時の令和3年3月の時点の目標値となっております。策定当時の目標値に対しての令和6年度の現状値の評価を入力したものとなっております。ご質問いただいた内容ですが、今回はあくまで中間の見直しというかたちになりますので、この目標値の数値につきましては全体を通して数値の変更はいたしておりません。

同じく加藤委員から、36ページでございます、リサイクル率につきまして、目標値に対して現状値が伸びていない理由についてのご質問が

ございました。こちらにつきましても、先ほど一般廃棄物処理基本計画の説明の時にもございましたが、やはりスーパーや民間の古紙のリサイクルステーションというものが、市内に今かなりの数がありまして、そちらでの回収の方に資源化物が流れていることは市も認識をしております。それに加えまして、新聞紙等、古紙のリサイクルが出来るものを購入される方が減少されています。さらにビン、缶、ペットボトルなどの容器自体の包装の軽量化など、こちらは複数の要因がありまして、リサイクル率というものが最初の目標に対して伸びていなかったというのが要因として考えております。リサイクル率が今、目標に達していないというご質問への回答というのは以上となります。よろしくお願いいたします。

【柴本会長】

はい、ありがとうございました。

加藤敏行委員、いかがでしょうか。

【加藤敏行委員】

これは個人の所感ということで、質問させていただいたのですが、民間のものが設置されて、市民の方はそこへすごく放り込んでいます。もう近くにできたものですから、段ボールにしても古紙にしても新聞紙にしてもそこへ持って行っている。今後そういうものが増えてくるのかどうかというところで、非常に今回の計画に対しても影響を及ぼすのではないかなと思います、質問させていただきました。一応、今の説明でわかります。

【柴本会長】

はい、ありがとうございました。

その他、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

では意見も無いようでございますので、次に進めさせていただきます。

続きまして、議事（４）「みよし市生物多様性戦略 中間見直し（素案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

【生活環境課 成田】

引き続き、生活環境課の成田です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議事（４）「みよし市生物多様性戦略 中間見直し（素案）について」を説明いたします。こちら先ほどの環境基本計画と同じような内容となっております。

こちら別添の資料５_みよし市生物多様性戦略 中間見直し（素案）を御覧ください。こちらの資料が６２ページの資料となっております。全て６２ページの資料となっております。同じように第１章から説明します。

第１章につきましては同じく国では「第５次環境基本計画」から「第六次環境基本計画」に変更、さらに「生物多様性国家戦略 2012-2020」というものが「生物多様性国家戦略 2023-2030」へと、それぞれ更新されておりまして、今回、その内容に沿って本計画も更新しております。資料では変更点は赤枠で囲ってございます。

次に、第２章になりますが、当該ページでは２８ページから３１ページ、タブレットですと３１ページから３４ページになります。こちらをご確認ください。環境基本計画の時と重複いたしますが令和７年１０月

末に実施いたしました「みよし市環境及び家庭系ごみ等に関する市民アンケート調査」の結果を踏まえまして、図（グラフ）や「解説」、年齢別、職業別等の「属性別の傾向」、「施策への視点」等の内容をそれぞれ更新しております。

第3章につきましても、同じく変更しておりますが該当ページですと48ページ以降になります。こちらにつきましても、今回同じく中間見直しを行っております「第2次みよし市環境基本計画」の最新データを基に、各施策の「取組指標」について中間目標値として表記されていた令和7年度データまでにつきましては削除いたしまして、現状値を令和6年度の最新データに更新しております。

また残りの第4章につきましては、先ほどと同じように現行計画を踏襲しておりますので、変更等はございません。

簡単ですが以上で、みよし市生物多様性戦略 中間見直し（素案）の概要説明とさせていただきます。説明は以上です。

【柴本会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。意見も無いようでございますので、その他事務局は何かございますでしょうか。

【生活環境課 内田】

一点すみません。一般廃棄物処理基本計画の説明をした時に、言い間違えたところがありましたので、訂正させていただきます。抜粋の資料の17ページになり、本編ですと64ページになりますが、「（4）新施設整備概要」というところで、尾三衛生組合の新施設整備の稼働の時期を令和17年度予定と言いましたが、令和16年度予定の誤りでしたので、すみませんが訂正させていただきます。よろしくお願いします。

【鈴木生活環境課長】

本日、委員の中でご意見をいただきまして、事務局の方で修正案を一部提示させていただいたところですが、今後につきましては、その修正した内容でパブリックコメントを10月頃から実施を予定させていただきたいと考えております。また、本日の修正させていただいた内容を踏まえて、事務局の方で修正し、委員の皆様にご承諾いただきたいと思いますので、採択につきまして会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【柴本会長】

はい、只今事務局よりお話がございました、本日の意見を踏まえての修正の計画案をパブリックコメントにかけることについて、ご承知いただける方は挙手をお願いいたします。

【委員全員挙手】

【柴本会長】

では、賛成多数ということで、よろしくお願いします。

本日の議事につきましての審議は全て終了いたしました。取り回しを事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【鈴木生活環境課長】

柴本会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

その他の報告事項ですが「豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業及び

新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価について」報告いたします。

【生活環境課 成田】

失礼します。資料の方ですが本編資料の４８ページをお願いいたします。では只今から環境影響評価（環境アセスメント）制度についてご説明させていただきます。今回ご報告させていただく環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、こちらに記載のと通りの制度となりますが、簡単にご説明しますと平成９年の環境影響評価法制定を受けまして、環境影響評価制度の充実・強化を図るため、平成１０年１２月に愛知県の方が環境影響評価条例を公布しまして、こちら先ほどの法律とあわせて平成１１年６月に施行したものとなります。

今回報告する内容ですが、現在みよし市が関係している事業といたしまして、愛知県企業庁が行っております「豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業」と尾三衛生組合の「新ごみ処理施設整備事業」の２つが今ございます。こちら直接市内での事業ではありませんが、関係市ということで入っております。

環境影響評価制度について、簡単にご説明をします。資料の最後のページをお願いします。こちらは愛知県が公表しています、環境影響評価制度の流れとなっております。何回かに分けての内容となっておりますが、現在この２つの事業どちらも赤枠で囲っている部分「方法書」の段階となっております。こちら市としましては、事業の実施に向けましてこの記載の手続きを順次行いながら、事業に係る環境の保全について、環境の保全の立場から適正な配慮がなされるよう意見を市町村意見として述べていくかたちとなっております。

環境影響評価の報告につきましては、簡単ではございますが説明は以上となります。

【鈴木生活環境課長】

事務局の方から報告事項として報告させていただいたのですが、かなりみよし市に影響のある大きな事業でございますので、環境影響評価というかたちで、現在、順番、順番に手続きを踏まえて、市民の皆様から意見を募ったり等ということで事業が進んでいきます。今後も、意見の募集や資料の縦覧等適切に手続きに従って、みよし市としても意見集約等、愛知県の方に諮っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また何かご不明な点等があれば、事務局の方にご連絡を頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

尚、今日議論して頂いた内容についてですが、令和９年３月に各計画を策定したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また次回の審議会の日程につきましては、１０月頃に開催させていただきたいと考えおります。出来るだけ早めに、こちらの事務局の方からご連絡をさせていただきたいと思いますので、ご協力の程をよろしくお願いします。

それでは以上をもちまして「令和８年度第１回みよし市環境審議会」を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。お気を付けてお帰りいただきますようよろしくお願いします。

以 上